平成２７年度旭川市新エネ・省エネ設備関係補助金
申請の手引き（後期募集）

旭川市は，再生可能エネルギーを普及促進し，クリーンで低炭素なまちづくりを進めるため，市民の方や民間事業者の方が所有する建築物等に，再生可能エネルギー設備や新エネルギー設備，省エネルギー設備等を設置する場合の費用の一部を補助します。

平成２７年度は，再生可能エネルギーの普及促進を強化するため，昨年度まで実施していた「旭川市個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金」及び「旭川市民間事業者省エネ改修等推進事業補助金」を廃止して，国の平成２６年度補正予算の交付を受けて実施する「旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金」と，市の一般財源で実施する「旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金」の二つをそれぞれご用意しました。要綱や手引き等をよくご覧の上，申請して下さい。

目　次

１　補助対象設備，予算額，補助基準及び募集件数‥‥‥

1　補助対象設備，予算額，補助基準及び募集件数

補助対象事業は，補助対象者（個人や法人）が再生可能エネルギーや新エネルギー設備などを導入するときに，補助対象設備を整備する事業（補助事業）の補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）のうち，補助金の交付基準に適合したものに対して、補助基準に該当する金額（補助金）を補助するものです。

表１　旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金

補助対象設備	予算額	補助基準	後期募集件数
太陽光発電設備	１，０００万円	対象経費の１／１０ （上限２０万円）	概ね３２件
ガスエンジン コージェネレーション	２００万円	対象経費の１／１０ （上限１０万円）	概ね１３件
高効率暖房機器※	１００万円	対象経費の１／１０ （上限１０万円）	概ね９件
ペレットストーブ	１００万円	対象経費の１／３ （上限２０万円）	概ね３件
薪ストーブ	１２０万円	対象経費の１／３ （上限２０万円）	概ね３件

※暖房用エコフィール，ハイブリッド給湯暖房機，ヒートポンプ温水暖房機のいずれか一種類とする。
※表１と表２の同時申請はできません。
※ただし，太陽光発電設備又はガスエンジンコージェネレーションについては，同時に，表２の「エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）」の申請ができます。しかし，申請は別々です。
※この補助金は，国の平成２６年度補正予算「地域住民生活等緊急支援交付金」で実施しますので，国の他の補助金は併用できません。

表２　旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金

補助対象設備	予算額	補助基準	後期募集件数
地中熱ヒートポンプ	４００万円	対象経費の１／２ （上限２００万円）	概ね１件
エネルギー管理システム （ＨＥＭＳ）	１２５万円	対象経費の１／３ （上限５万円）	概ね２１件
定置用リチウムイオン 蓄電地	１５０万円	対象経費の１／１０ （上限３０万円）	概ね５件

※表１と表２の同時申請はできません。
※ただし，ＨＥＭＳに限っては，同時に定置用リチウムイオン蓄電地及び表１の太陽光発電設備又は，ガスエンジンコージェネレーションの申請ができます。しかし，申請は別々ですので両方必要です。
※旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金は，他の補助金を併用できます。

2　補助対象者の要件

●補助金の交付の対象となる方（補助対象者）は，次のいずれかの方です。

（１）個人　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき，旭川市の住民基本台帳に記されている市民及び市内に居住する予定がある者
（２）法人　法律によって設立された法人であって，旭川市内に主たる事業所を有し，旭川市内で事業活動を行っている者

●補助対象者は，次の要件を全て満たす者でなければなりません。

（１）旭川市の市税を滞納していないこと。
（２）補助対象者が所有若しくは使用権を有する建築物等（建設予定を含む。）に補助対象設備を設置する予定であること。
（３）補助対象者が前号の補助対象建築物等に入居すること，若しくは，補助対象建築物を使用して事業活動を行うこと。
（４）補助対象設備を設置する建築物等の所有者の承諾を得ていること。ただし，補助対象者以外に所有者がいる場合に限に限ります。
（５）補助対象者が個人である場合，太陽光発電設備を設置するときは，あさひかわ太陽光倶楽部に入会し，市が依頼する報告に協力できること。（法人の方は，入会対象になりません。）
（６）暴力団員，若しくは暴力団でないこと。

別表第１　補助対象建築物等（第４条関係）

	建物区分		建築用途
事務所・事業所等	事務所等		事務所，オフィスビル（自社ビル，テナントビル）等
	工場等		工場，畜舎，自動車車庫，駐車場，倉庫，観覧場，卸売市場，火葬場等
	物品販売業を営む店舗等		百貨店，マーケット，店舗等
	ホテル等		ホテル，旅館等
	飲食店等		飲食店，食堂，喫茶店，キャバレー，雑居ビル等
	集会所等	図書館等	図書館，博物館等
		体育館等	体育館，公会堂，集会場，ボーリング場，劇場，アスレチック場，スケート場，浴場施設，競馬場又は競輪場，社寺等
		映画館等	映画館，カラオケボックス，パチンコ屋等
	病院等		病院，医院，クリニック，診療所等
	学校等		小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，専修学校，各種学校等
	社会福祉施設等		児童養護施設，母子生活支援施設，保育所，デイサービスセンター，認知症高齢者グループホーム，養護老人ホーム，老人保健施設，障害者支援施設，ケアハウス，福祉ホーム等
	集合住宅等		分譲マンション，賃貸集合住宅（寮，寄宿舎含む）等
個人住宅等			戸建住宅，店舗併用住宅，別荘，集合住宅の住戸等

表３　補助対象者の区分

補助金	補助対象設備		補助対象者	
			個人	法人
太陽光発電設備等導入推進事業補助金	再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備	○	○
	スマートエネルギー設備	ガスエンジンコージェネレーション	○	○
		高効率暖房器	○	○
		ペレットストーブ	○	○
		薪ストーブ	○	○
地域エネルギー設備等導入促進事業補助金	地域エネルギー設備	地中熱ヒートポンプ	○	○
	スマートエネルギー設備	ＨＥＭＳ	○	○
		定置用リチウムイオン蓄電池	○	○

●補助金の交付申請は，表１及び表２のただし書きを除き，１申請者につき同一場所，同一年度で１回，１種類とします。また，次の補助金の交付を受けた方は，同一補助対象設備の申請ができません。
（１）旭川市民間事業者省エネ改修等推進事業補助金交付要綱（平成２２年５月１４日制定）
（２）旭川市個人住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成２１年８月６日制定）
（３）旭川市個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金交付要綱（平成２２年５月１４日制定）

3　交付申請

（１）補助金の交付を受けようとする方（申請者）は，交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，下記まで，提出してください。
（２）交付決定は，交付申請書及び関係書類を審査し，交付条件に適合したものに対して交付の可否を決定します。このため，応募者多数で，申請金額が受付期間中の予算額を超える場合は，抽選により，書類審査対象者を決定することになります。

提出先
旭川市６条通９丁目４６番地　旭川市総合庁舎８階
旭川市環境部　新エネルギー推進課
電話番号　０１６６－２５－９７２４
e_mail ： newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

（交付の申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，あらかじめ交付申請書（様式第１号）及び経費内訳書（様式第２号）のほか，別表第３に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。
２　補助金の交付申請に係る受付期間や予算額等の受付に関する事項は，市長が別に定めるものとする。
３　市長は，提出された交付申請書の補助額の合計が受付期間ごとの予算額を超える場合は，次により，申請書の書類審査をする者を決定する。
（１）補助対象設備を販売する者，若しくは，補助事業の施工を行う者が第４条第１項第２号の法人である申請を優先する。
（２）前号により優先されたものの申請額の合計が予算額を超える場合は，前号の申請を対象として抽選により決定する。
（３）前号に該当しない場合は，第１号以外の申請を対象として抽選により決定する。
４　抽選の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。
５　申請者から提出のあった書類は，原則返還しないものとする。

提出書類
①交付申請書（様式第１号）及び経費内訳書（様式第２号）のほか，以下の添付書類を提出

添付書類
①　旭川市が発行する完納証明書（市外在住の場合は現在の住民票の写し）
②　工事請負契約書又は見積書の写し及び工事実施場所の周辺図，建築物等の立面図，平面図及びシステム構成図（単線結線図，配管・配線図，フローシート等含む。）
③　誓約書（国の補助金等を活用しない旨。ただし，太陽光発電設備等導入推進事業補助金に限る。）
④　承諾書（申請者と住宅・事務所等の所有者が異なる場合）
⑤　履歴事項全部証明書（法人のみ）
⑥　印鑑証明書（法人のみ）
⑦　補助対象設備の構成，形状，規格，効率及び構造等が確認できるカタログ，仕様書等の写し。
⑧　太陽光発電設備を設置しようとする場合は，太陽光発電設備設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図，正面図，側面図及び位置図）。このほか，設置場所の用途地域が第１種及び第２種低層住居専用地域の場合，図面上に北側斜線を記載すること。
⑨　太陽光発電設備やその他の再生可能エネルギーで発電をして系統連系する場合，国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定基準を満たしていることを確認できるものの写し。
⑩　その他，市長が必要と認めるもの

注　補助事業による工事は，補助金交付決定通知がなければ着工できません。
　補助金は，補助金交付基準に適合する場合のみ交付されますので，申請があっても，また，工事が完了していても，補助金交付基準に適合しない場合は交付することはできません。
　補助金の返還を命じることもあります。補助金交付基準に適合した計画で申請してください。

（手続代行者）
第８条　申請者は，補助金の交付申請に係る手続を法令に反しない限りにおいて，補助対象設備を販売する者，若しくは，補助事業の施工を行う者に依頼することができる。ただし，手続代行者が条例第２条第１号又は第２号に該当する場合はこの限りでない。
２　市長は，補助金の交付申請に係る手続の　代行を行う者（以下「手続代行者」という。）に対し，申請者から依頼された完了報告までの手続等への対応を求めるものとする。
３　手続代行者は，依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。
４　中略

4　受付期間

●交付申請の受付期間は，表４のとおりです。また，予算の制限の範囲内で，受付期間を延長することもあります。受付時間は午前８時４５分から午後５時１５分までです。土日祝日は受付しません。

表４　ゼロエネルギー化設備を除く設備の交付申請受付期間

前期受付期間	平成２７年５月２０日（水）　から　６月２日（火）　まで
後期受付期間	平成２７年７月２２日（水）　から　８月４日（火）　まで

5　抽選（書類審査対象者選定）

（１）要綱第９条第１項の規定により予算の範囲内で先着順に書類審査を行い交付の可否を決定します。
（２）ただし，提出された交付申請書の補助額の合計が受付期間ごとの予算額を超える場合は，要綱第６条第３項の規定に従い，申請書の書類審査対象者を抽選により決定します。落選した場合は，後期の受付に申請できますが，前期に提出された申請書は返却しないので改めて提出していただきます。
（３）抽選は，設備を販売する者若しくは施工を行う者が，旭川市内の事業者である申請が優先です。

●抽選会の日時及び場所（以下の会場で公開で実施します。）

前期分	平成２７年６月４日（木）１８時	旭川市職員会館２階２・３号会議室 旭川市９条通９丁目右１０
後期分	平成２７年８月６日（木）１８時	

6　交付決定

（１）補助金の交付の可否の決定は，当該申請にかかる書類の審査した上で決定します。
（２）交付又は不交付の決定は，文書で通知します。
（３）交付決定通知によって，申請者は補助事業者となり，補助事業を遂行する義務を負います。
（４）交付決定通知の予定（ゼロエネルギー化設備以外の設備）
　　前期分　平成２７年６月中旬
　　後期分　平成２７年８月中旬
　　ただし，後期の交付決定通知日以降に予算の範囲内で募集を延長し，審査に適合した申請については，随時，交付決定ができます。

（交付の決定）
第９条　市長は，第６条の規定による申請書の提出があったときは，当該申請にかかる書類の審査を行い補助金の交付の可否を決定し，その結果を，交付決定通知書（様式第３号）又は不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に通知するものとする。
２　市長は，前項による補助金の交付決定を，予算の範囲内で行うものとする。

（５）審査の基準
・申請金額の合計が受付期間中の予算額の範囲にあるかどうか。
・補助対象設備の省エネ基準等がカタログ等で確認できること。
・申請の内容が交付の条件に適合していること。省エネ達成率等を確認できること。
・その他，市長が交付決定の際に必要と認める基準。

7　補助事業の実施

（１）交付決定通知書（様式第３号）の補助指令日以降に，補助事業の工事に着手できます。
（２）交付決定通知がないものは，補助事業ではありません。従って，交付決定通知日以前に該当設備の設置工事に着手したものは，補助対象になりません。交付申請もできません。
（３）要綱に反した場合は，補助金の返還となりますので，ご注意ください。

●工事が完了したら，次のとおり検査をして，工事代金を支払ってください。
（１）施工業者等は，補助対象設備の設置に係る工事が完了したら，発注者（補助事業者）に，工事完成届兼工事検査願（別添参考様式）等に，工事完成書類（写真帳、工事図面，取扱説明書，保証書，対象機器等が明示されているカタログなど）を添えて提出してください。
（２）発注者は，施工業者等から提出された工事完成書類等に基づいて完了検査を行い，契約書・仕様書等どおりに工事が完了したと認めた時は，施工業者に，完成結果通知書（別添参考様式）により，施工業者に補助対象設備の引き渡しを受けたことを通知してください。
（３）施工業者等は，完成結果通知書を受領したら速やかに工事代金請求書で工事代金を発注者に請求してください。発注者は，工事代金の請求があったら，速やかに施工業者等に工事代金を支払って，工事代金領収書（任意様式）を受領してください。
（４）このようにして，発注者と施工業者が締結する契約書・請書・発注書等で，工事対象物の引き渡しについて取り決めをしてください。
（５）発注者が工事対象物の引き渡しを受けたということを確認できなければ，補助金の額の確定ができませんので，ご注意ください。

8　補助事業の完了

（１）検査・工事費支払い・工事成果物の引き渡しが終了し，効用が開始されたた時が補助事業の完了になります。設置しただけでは補助事業の完了にならず，補助金を交付することはできません。
（２）補助事業が完了したら４５日以内，かつ，平成２８年２月２９日（月）までに，施工業者等から提出された工事完成書類を添えて，完了報告書（様式第１３号）を下記まで提出してください。

提出先
旭川市６条通９丁目４６番地　旭川市総合庁舎８階
旭川市環境部　新エネルギー推進課
電話番号　０１６６－２５－９７２４
e_mail ： newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

提出書類
①完了報告書（様式第１３号）及び経費内訳書（様式第１４号）のほか，以下の添付書類を提出

添付書類
①　工事代金の支払いが確認できる書類（領収書の写し，支払証明書等）
②　工事請負契約書の写し（申請時に添付されていない場合に限る。）
③　補助事業者の住民票の写し。（完了報告日前３か月以内に発行されたもの。法人を除く。）
④　補助対象設備の設置及び運転状況等が確認できるカラー写真
（補助対象設備の設置状況や型式が確認できるもの，モニター等で運転状況を表示させたもの）
⑤　申請時から変更した場合は，機器の形状，規格，効率及び構造等が確認できるカタログ，仕様書など変更内容を審査できる書類。
⑥　工事完成届兼工事検査願の写し
⑦　完成結果通知書の写し
⑧　その他，市長が必要と認める書類

（完了報告）
第１５条　補助事業者は，補助対象設備の設置工事が完了し，工事代金の支払いが終了した日から起算して４５日以内，かつ，市長が定める日までに，完了報告書（様式第１３号）及び経費内訳調書（様式第１４号）に必要書類（別表第３）を添えて提出しなければならない。
２　補助事業者から提出のあった書類は，原則返還しないものとする。

９　補助金の額の確定及び支払

（１）市では，完了報告書を受理し審査した後，交付額確定の通知を行います。
（２）補助事業者は，交付額確定通知書を受領したら，速やかに「請求書」を提出してください。
（３）提出が遅れますと，補助金の支払いができなくなることがありますので，御注意ください。
（４）補助金交付決定通知日以前に設置された機器・設備については，交付条件から外れるため交付決定の取消になりますのでご注意ください。

１０　交付決定の取消し及び補助金の返還

（１）　補助金の交付を受けた方が，虚偽の申請や不正の手段により交付決定を受けた場合などには，補助金交付の決定の全部又は一部を取消すことがあります。
（２）　また，すでに補助金が交付されているときは，交付決定を受けた方に返還を命じることがあります。

１１　運転状況等の報告

（１）補助金交付後，市からアンケートや運転状況等の報告をお願いします。（運転状況等の報告は要綱により交付対象者の義務としております。御協力いただけない方の申請は受理出来ません。）

１２　対象設備等の管理及び処分の制限

（１）適正管理義務
補助金を受けて対象設備等を設置した方は，対象設備等の適正な維持管理に努めてください。

（２）処分の制限

補助対象設備を取得した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する間，市長の承認を受けず，又は補助金交付の目的に反して，取外し，譲渡，交換及び貸付担保に供して使用することはできません。※太陽光発電設備１７年間と定められています。

１３　その他（留意事項）

（１）申請書等に添付する，旭川市など公的機関の発行する証明書は，発行日以後３か月以内のものとします。

（２）旭川市が交付する納税証明書（市税に滞納のないことの証明）（申請時に提出）

旭川市に納める税金に滞納がない方は，完納証明書が発行されます。

※総合庁舎２階１６番窓口又は各支所窓口において１部３００円で交付されます。市税を納付してから２週間以内の場合は，領収書や記帳済みの通帳など納付の確認ができる書類をお持ちください。

（３）住民票（完了報告時に提出）

設備を使用する住宅の住民票です。

※市役所総合庁舎１階６番窓口又は各支所窓口において１部３５０円で交付されます。

【あさひかわ太陽光倶楽部について】

～あさひかわ太陽光倶楽部とは？～

御自宅に太陽光発電システムを設置した市民を会員とする任意団体であり，倶楽部の運営・管理は市が行っています。太陽光発電設備を設置した皆さんには会員として参加していただきます。

～倶楽部の活動内容は？～

会員の皆さんが太陽光発電システムで発電した電力のうち，自宅で自己消費した電力によって削減した CO2 の削減効果を取りまとめ，CO2 を削減したい企業等と取引します。

会員の皆さんには，年１回，発電量等のデータ提供に御協力いただきます。取りまとめや取引は市が行います。

この取引で得られた収入は，「旭川市環境基金」に積み立て，市民還元を目的とする市が行う環境保全事業の原資として活用させていただきます。

詳しくは HP を御覧ください。（申込書もダウンロード出来ます。）

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/newenergy/

１４　旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助対象設備

旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金要綱　　別表第２（第４条・５条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象経費（消費税は除く。）	補助基準
太陽光発電設備	1　戸建住宅などで一般的に使用されている電力の引込み線（低圧配電線）と発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向かう電力の流れ（逆潮流あり）で連系して，電力会社と受給契約を締結すること。 2　増設ではないこと。 3　国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定基準を満たしたもので，次の（１） から（８）の設備を設置すること。 （１）太陽電池モジュール 太陽光を電気に変換し発電するもので，太陽電池の最大出力（日本工業規格(JIS)並びに国際電気標準会議(IEC)などの国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が**１０ｋＷ未満**であること。 （２）架台 太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの （３）パワーコンディショナ（インバータ・保護装置） 太陽電池で発生した直流電力を，電力会社の電力と同じ交流電力に変換するもの （４）接続箱 太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスで，電気の逆流防止およびサージを吸収するもの （５）直流側開閉器 通常，接続箱に内蔵されており，点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するもの （６）交流側開閉器（サービスブレーカー） パワーコンディショナから出力された交流電力と商用電力を遮断するもの （７）余剰電力販売用電力量計 太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に，電力会社が買い上げする余剰電力を計量するメーター （８）累計の発電電力量等を表示できる機能を備えた機器（ただし，同時に設置するエネルギー管理システム（HEMS）により同等の機能を確保できる場合はこの限りではない。） 4　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） 太陽電池モジュール，架台，パワーコンディショナ，接続箱・直流側開閉器，交流側開閉器，余剰電力販売用電力量計	補助対象経費に**１／１０**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**２０万円**を上限とする。

旭川市太陽光発電設備等導入推進事業補助金要綱　　別表第２（第４条・５条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象経費（消費税は除く）	補助基準
ガスエンジンコージェネレーション	1　天然ガス又はＬＰガスを燃料とし，熱の供給を主目的としたシステムであること。 2　熱出力が**５ｋＷ以下**であること。 3　小出力発電設備（**１０ｋＷ未満**）であること。 4　総合効率が低位発熱量基準で**８０％以上**であること。 5　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ガスエンジンユニット，リモコン，インバータ盤，マルチ切替器，その他市長が認める機器	補助対象経費に**１／１０**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**１０万円**を上限とする。
暖房用エコフィール	1　灯油を燃料とし，潜熱を回収するための熱交換機を備えていること。 2　暖房効率**９０％以上**であること。 3　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） エコフィール本体，リモコンその他市長が認める機器	補助対象経費に**１／１０**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**１０万円**を上限とする。
ハイブリッド給湯暖房機	1　天然ガス又はＬＰガスを燃料とし，ガス熱源機とタンクユニット，ヒートポンプユニットで構成される給湯暖房システムであること。 2　暖房効率が**８７％**以上であること。 3　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ガス熱源機，タンクユニット，ヒートポンプユニット，リモコン，その他市長が認める機器	補助対象経費に**１／１０**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**１０万円**を上限とする。
ヒートポンプ温水暖房機	1　空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。 2　エネルギー消費効率（ＣＯＰ）が**３．９以上**であること。 3　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その市長が認める費用） 室外ユニット，熱交換ユニット，リモコン，その他市長が認める機器	補助対象経費に**１／１０**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**１０万円**を上限とする。
ペレットストーブ	1　木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機であること。 2　木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。 3　燃焼効率が**７０％**以上であること。 4　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ペレットストーブ本体，排煙筒（ただし，建築物と一体となるものを除く。），その他市長が認める機器	補助対象経費に**１／３**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**２０万円**を上限とする。
薪ストーブ	1　薪を燃料として使用する設計及び使用である暖房機であること。 2　薪以外の燃料を使用しないこと。 3　燃焼効率が**７０％**以上であること。 4　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） 薪ストーブ本体，排煙筒（ただし，建築物と一体となるものを除く。），その他市長が認める機器	補助対象経費に**１／３**を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし**１万円**を下限，**２０万円**を上限とする。

１５　旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助対象設備

旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金要綱　　別表第２　補助対象設備（第５条第３項関係）

事業名	補助対象設備	補助対象者	補助対象設備の要件	補助対象経費（消費税を除く）	補助基準
地域エネルギー設備補助金	地中熱ヒートポンプ	個人及び法人	１　地中の熱（冷熱を含む）を熱源として，その熱を地中熱ヒートポンプで汲み上げることにより，空調・給湯・暖房・融雪のエネルギーとして利用するもの。 ２　地中熱ヒートポンプは，エネルギー消費効率（ＣＯＰ）が３．０以上であること。 ３　未使用品であること（中古品は対象外）。	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ・循環ポンプ ・地中熱ヒートポンプ ・採熱管 ・付属機器 ．その他市長が認める機器	対象経費に１／２を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし，下限を１万円とし，２００万円を上限とする。

※ 消費税は補助対象外とする。
※ 空調・給湯・暖房・融雪等のエネルギー利用設備は補助対象外。地中熱ヒートポンプに加えて，空調・給湯・暖房融雪等の設備を計画する場合は，ゼロエネルギー化補助金を検討すること。
※ 国の，低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業（地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業）のほかグリープラン・パートナーシップ事業等）補助金が併用できる。

旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金要綱　　別表第３　（第４条第３項関係）

事業名	補助対象設備	補助対象者	補助対象設備の要件	補助対象経費（消費税を除く）	補助率
スマートエネルギー設備補助金	エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）	個人及び法人	１　住宅・事務所等の電力使用量等を自動で実測し，エネルギーの「見える化」を図るとともに，エネルギー利用の効率化・最適化及び電力需要の制御を図るシステムであって，国が実施したHEMS機器導入支援事業の補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録された機器※と同等品以上のものであること。 ２　電力使用量等を表示できる機能を備えた端末等を備えること。 ３　未使用品であること（中古品は対象外）。 ※平成25年度補正予算「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）」	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ・データ集約機器 ・通信装置 ・制御装置 ・モニター装置 ・計測装置 ・その他市長が認める機器	対象経費に１／３を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし，下限を１万円とし５万円を上限とする。

	定置用リチウムイオン蓄電池	個人及び法人	1 リチウムイオン蓄電池部及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され，国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が補助対象機器として認定した機器※であること。 2　定置型タイプであること。 3　住宅用太陽光発電システム以外の逆潮流する蓄電池システムではないこと。 4　未使用品であること（中古品は対象外）。 ※平成 26 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」	下記の機器及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用） ・リチウムイオン蓄電池部 ・電力変換装置 ・その他市長が認める機器	対象経費に１／１０を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし，下限を１万円とし３０万円を上限とする。

旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金要綱　　別表第４　（第４条第３項関係）

事業名	補助対象設備	補助対象者	補助対象設備の要件	補助対象経費（消費税を除く）	補助率
ゼロエネルギー化設備補助金	省エネシステム・ゼロエネルギー化設備	法人	1　建築物等の省エネ性能を向上させるため，別表５に掲げる空調，換気，照明，給湯，冷蔵・冷凍などの省エネシステム・高性能機器設備を単体若しくは複数で導入するもの。 2 建築物を新築，増築及び改築する場合に，省エネルギー性能の高い建物を実現するため，別表６に掲げる建物性能等と，別表７に掲げるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）先端技術を併用するもの。 3　未使用品であること（中古品は対象外）。	別表５から別表第７までの機器及び建物性能等に係る機器等及び設置に係る費用（設計費，本工事費，付帯工事費，機械器具費，測量及び試験費，その他市長が認める費用）	対象経費に１／２を乗じて得た額から，千円未満の端数を切り捨てる。ただし，下限を１万円とし１５０万円を上限とする。

旭川市地域エネルギー設備導入促進事業補助金要綱

別表第５（ゼロエネルギー化－設備補助金関係：省エネ・高効率機器の一例）

項目		対象範囲	補助対象機器の例
空調・給湯設備	熱源設備	高効率機器に限る	冷凍機，ヒートポンプ，冷温水機，マルチエアコン，排熱回収型ボイラ等
		複数のシステムの組み合わせも対象とする	コージェネレーションシステム，熱回収（熱回収型ヒートポンプ＋蓄熱槽），水蓄熱・氷蓄熱＋大温度差搬送等
	熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔，冷却水ポンプ，一次ポンプ，補助ボイラ，貯湯槽，煙道，熱交換器，膨張タンク，ヘッダ，蓄熱タンク，オイルタンク，配管，ダクト及び付属品等
	ポンプ	省エネ機器に限る	ＶＷＶ方式ポンプ等
	空調機器	高効率機器及び器具に限る（標準型ファンコイル，ファンコンベクタ，放熱器等は対象外）	ＶＡＶ空調機，全熱交換器，ＶＡＶユニット，モータダンパ，デシカント空調機（自動制御機器，インバータ盤も含む。），雪氷冷熱利用システム（直接熱交換冷風循環方式または熱交換冷水循環方式），自然エネルギー利用(外気冷房等，ナイトパージ，室内ＣＯ２濃度による外気取入量制御）
	給水・給湯	省エネ機器に限る	太陽熱利用給湯，エコジョーズ（ガス：潜熱回収），エコウィル（ガス：コジェネ），エコキュート（電気：ヒートポンプ），排水再利用，節水型器具
暖房	暖房機器	高効率機器に限る	ペレットストーブ，薪ストーブ，暖房用エコフィール，ハイブリッド給湯暖房機，ヒートポンプ暖房機，暖房用エコジョーズ
換気	換気機器	省エネ機器に限る	インバータファン，モータダンパ等
冷蔵／冷凍設備		高効率機器に限る	冷凍機，冷蔵・冷凍庫，冷蔵・冷凍ショーケース，トータル省エネ制御，冷媒配管，配管配線及び付属品等
電気設備	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（進相コンデンサは対象外）
	負荷設備	高効率機器及び器具に限る	ＬＥＤ照明（既築），インバータ照明（既築），調光制御付ＬＥＤ照明，調光制御付インバータ照明，有機ＥＬ照明，高輝度型誘導灯，光ダクト，照度センサー，人感センサー，照明制御盤，制御用配管配線及び付属品等
	その他	定置用蓄電池	リチウムイオン蓄電池，鉛蓄電池等
再生可能・未利用エネルギー利用設備 創エネルギーの導入 その他		太陽光，太陽熱，地中熱，小水力，バイオマス，雪氷冷熱，地熱，排熱・廃棄物等	熱源・冷熱源・温水・電力・バイオガスなどのエネルギーに変換する機器・設備・装置及びそのエネルギー等を利用する設備。 但し，発電を行う場合は，非常時電源として，逆潮流ができない蓄電池システムを組み込むこと。 固定価格買取制度における全量買取は対象外。
ＢＥＭＳ （自動制御機器含む）	制御部	・制御機器，盤類，自動制御設備，計測装置，制御用配線ほか	
	監視部	・中央監視装置，伝送装置，通信装置，制御用配管配線，付属品	
	管理部	・ＢＥＭＳ装置	

補助金交付までの手続き

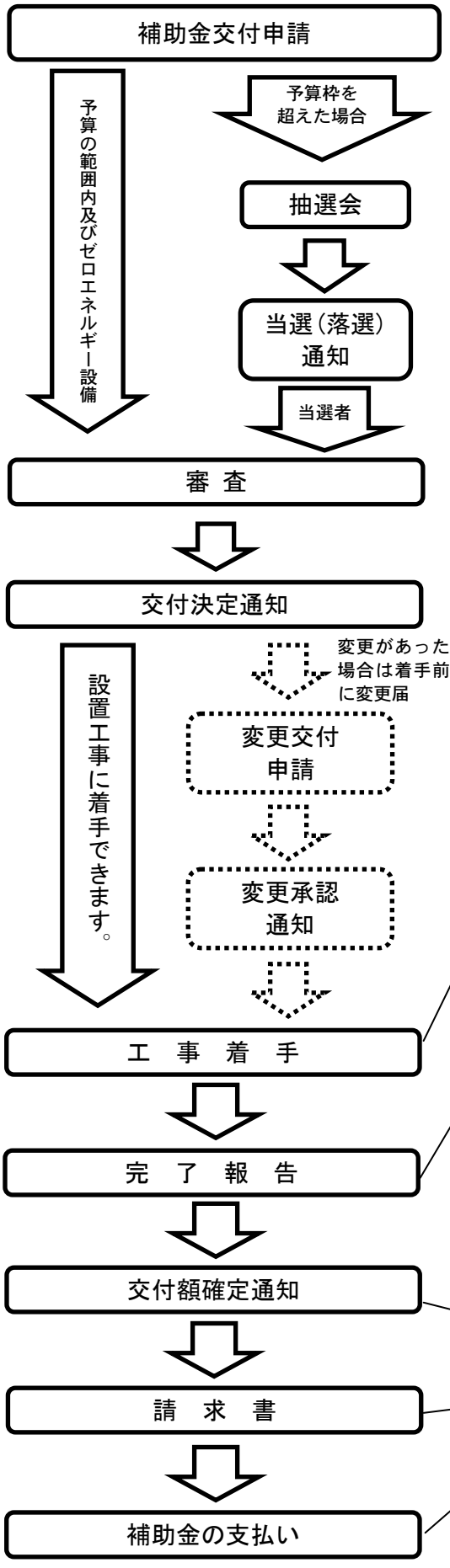

○受付期間中に，交付申請書（様式第１号）に必要事項を記入し，必要書類を添付のうえ，持参してください。
○書類に不備がある場合，受付できないことがあります。
○交付の可否は書類審査の結果で行います。
○応募者多数の場合は抽選で審査対象者を決定します。ただし，申請額の合計が，予算の範囲内であれば先着順で書類審査を行います。当選と交付決定は別です。

【落選者】

○落選された方は，後期受付において再度申請が可能ですが，この場合についても，補助対象設備を設置していないことが要件となります。

※御注意ください！

［交付決定後に，申請内容や設備等を変更する場合］
工事着手前に必ず，変更承認を受けてください。（変更交付申請書（様式第６号）を提出してください。）
変更承認を受けずに設置した場合，補助金の交付を受けられなくなりますので，御注意願います。
変更内容を審査し，基準を満たす場合，変更承認通知書（様式第８号）を送付します。ただし，軽微な変更はこの限りではありません。ご相談ください。

［中止（廃止）の場合］
速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第１１号）を提出してください。中止（廃止）承認通知書（様式第１２号）を送付します。

申請いただいた内容を審査したうえで，交付決定通知書（様式第３号）又は不交付決定通知書（様式第４号）を送付します。なお，申請から交付決定まで一週間程度要することがありますので，あらかじめ御了承ください。

対象設備の工事の着手は，必ず交付決定通知書（様式第３号）に記載のある交付決定日（変更した場合は変更交付決定通知日）以降に行ってください。

完了報告書（様式第１３号）に必要事項を記入し，必要書類を添付のうえ，補助対象設備に係る設置工事が完了し，工事代金の支払いが終了した日から４５日以内，又は，平成２８年２月２９日（月）までのいずれか早い日までに必ず持参してください。※期日までに提出がない場合は補助金の交付が受けられなくなりますので，御注意願います。

提出いただいた完了報告書の内容を確認したうえで，額の確定通知（様式第１５号）を送付します。

額確定通知後，請求書は速やかに提出してください。

補助金を申請者が指定する口座に振り込みます。
※入金までに２週間程度要します。

以下を参考にして，発注者と施工業者・販売業者間で，補助対象設備の工事が完了した場合に検査や引き渡しについて，取り決めを行い，両者で保管することにし，その写しを市に提出してください。

工事完了届兼工事検査願

工事名	
着手年月日 平成　　年　　月　　日	しゅん功年月日 平成　　年　　月　　日

上記のとおり工事が完了したのでお届けします。
また，工事代金の支払いに先立ち，工事完成検査をお願いします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）発　注　者

住　所

氏　名　　様

請負人　住　所

氏　名　　㊞

以下を参考にして，発注者と施工業者・販売業者間で，補助対象設備の工事が完了した場合に検査や引き渡しについて，取り決めを行い，両者で保管することにし，その写しを市に提出してください。

完成検査結果通知書

<table>
<tr><td colspan="2">工事名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">着　　手　平成　　年　　月　　日

しゅん功　平成　　年　　月　　日</td><td>請負代金総額
円（税込）</td></tr>
<tr><td>補助事業に要する経費
円（税込）</td></tr>
</table>

（注）請負代金総額とは，補助対象設備を含め工事の目的物全体の工事金額とします。
　　補助事業に要する経費とは，補助対象設備の設置に係る経費で，消費税を含みます。

上記の工事は完成検査に合格したので通知します。
また，この通知を発した日をもって工事の目的物の引渡しが完了したものとします。

平成　　年　　月　　日

住　所
請負人
氏　名　　様

住　所
発注者
氏名

＜お問い合わせ＞
旭川市６条通９丁目４６番地　旭川市総合庁舎８階
旭川市環境部　新エネルギー推進課
電話　：　２５－９７２４（課直通）
URL　：　http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/newenergy/
e_mail　：　newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp